

東京都公報

発行
東京都

目次

- 土地区画整理組合の設立認可……………一
- ………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………一
- 東京都環境影響評価条例による見解書……………一
- ………(環境局総務部環境政策課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 告 示 (消)
- 自動通報等の承認に関する規程の一部改正……………三
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………三
- ………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三
- ………(同)……………三
- 開発行為に関する工事を完了……………三
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………四
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………四
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………六
- 正 誤
- 平成二十七年十二月二十四日付東京都人事委員会規則第二十二号……………(六)

○平成二十七年十二月二十四日付東京都労働委員会告示第五号……………(六)

告 示

●東京都告示第三十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十四条第一項の規定に基づき東村山市廻田町一丁目土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年一月十八日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 組合の名称
東村山市廻田町一丁目土地区画整理組合
- 二 事業施行期間
平成二十八年一月十八日から平成三十年三月三十一日まで
- 三 施行地区
東村山市廻田町一丁目の一部
- 四 事務所所在地
東村山市本町一丁目十六番地五
- 五 設立認可の年月日
平成二十八年一月十八日
- 六 事業年度
毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法
事務所及び東村山市役所の掲示場に掲示する。

●東京都告示第三十七号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十五条第一項の規定に基づき、目黒清掃工場建替事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年一月十八日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
東京二十三区清掃一部事務組合
管理者 西川 太一郎
千代田区飯田橋三丁目五番一号
- 二 対象事業の名称及び種類
目黒清掃工場建替事業
廃棄物処理施設の設置
- 三 対象事業の内容の概略
対象事業は、目黒区三田二丁目に位置する既存の目黒清掃工場の建替えを行うものである。
- 四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要
対象事業について、都民の意見が十件、事業段階関係区長からの意見が二件あり、意見の内容は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス及びその他であった。
- 五 事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。
- 五 見解書の縦覧

(一) 期間
平成二十八年一月十八日から同年二月八日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 目黒区環境清掃部環境保全課

目黒区上目黒二丁目十九番十五号

イ 渋谷区都市整備部環境保全課

渋谷区宇田川町五番二号

ウ 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

エ 品川区都市環境部環境課

品川区広町二丁目一番三十六号

オ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

カ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記 (原文のまま記載)
評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見の件数は、表1のとおりである。

表1 意見等の件数

意見等	件数
都民の意見書	10
事業段階関係区長の意見	2
合計	12

1 都民からの主な意見の概要と事業者の見解

都民からの主な意見の概要及びそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

1.1 大気汚染

都民の意見	事業者の見解
環境影響評価条例に基づく技術指針が東日本大震災、原発事故、昨今の気象変動に対応していないため、アスベスト、放射性物質が調査項目にないが、実際は現工場非ガスから検出されているので、これらの予測評価を追加すべきである。 また、工場建設地周辺での一般環境大気測定局で調査されていて、表7-3-20 (107ペーシ) にその結果が明記されているにも係わらず、PM2.5と光化学オキシダントが予測評価の対象になっていない。環境基準が全く達成されていないので、この説明があつたが、同じく環境基準が全く達成されていない(表7.3-25 (116ペーシ)) 光化学オキシダントを調査対象事項にしない理由を明記すべきである。また、すべての予測・評価がスポット測定によつているが、24時間という住民の生活時間に合わせた連続測定値で評価すべきである。	平成23年7月から測定を実施している排出ガス中の放射性物質の測定結果は全て不検出となつています。また、アスベストについては排出ガス測定で検出されたことがありませんが、清掃工場に対するアスベストの排出基準値はなく、アスベストを取り扱う施設を規制対象にした排出基準値と比較しても小さい値です。 このため、予測・評価項目として選定する必要はないと考えています。 光化学オキシダントについては、評価書案61ペーシに記載したとおり、大気中における生成過程等が明らかでない反応二次生成物質であり、現在の知見では、本事業から排出される物質質量と大気中での反応生成量との関連を予測する方法が確立されていないため、予測・評価項目として選定しておりません。 また、大気汚染に係る各項目については、一般環境大気測定局の過去3年間の測定データと、2週間の調査を四季にわたつて実施する現地調査の結果をもとに予測・評価を行つていきます。いずれも24時間連続の測定です。

都民の意見	事業者の見解
<p>現工場に係る環境影響評価予測(1984年実施)では、各大気汚染物質の「最大濃度着地点」は、品川区立伊藤中学位近で、排出ガスは当該の事業者の客弁にある程度納付した程度がある。しかし「評価書案239ページ以下に図示されている「最大濃度着地点」はいずれも工場敷地からわずか1キロしか離れていないが、その理由と対策を明記すべきである。</p>	<p>現目黒清掃工場に係る環境影響評価予測結果に比べ、本事業では煙突排出ガスの最大着地点はより近くなりました。これは、現工場建設時に比べ、風速が遅くなったことや周辺建物の高層化などが理由と考えられます。</p> <p>予測濃度が最大となる地点までの距離は近くなりましたが、予測濃度の最大値は、二酸化硫黄が0.015ppmから0.001ppmに減少するなど、すべての項目で低減しています。</p> <p>現工場及び本事業のいずれの環境影響評価においても、予測濃度は元々大気中に存在する有害物質の濃度がほとんどを占め、煙突から排出するガスによる影響は小さいものとなっております。</p> <p>施設の稼働後については、現工場よりも厳しい自己規制値を設定し遵守することで、環境への影響をさらに低減するよう努めます。</p>
<p>ダイオキシン類は主にごみ焼却施設が発生源とされるが、表8.1-52(1)にある煙突排出ガス影響濃度と比べてバツングラフランド濃度が極めて高い理由と、年間総排出量を明記すること。</p>	<p>表8.1-52(1)に示すバツングラフランド濃度0.027pg-TEQ/m³は、計画地周辺の一般環境大気測定局測定結果の平均値であり、平成26年度の東京都調査による都内全域の環境大気中のダイオキシン類濃度測定結果の年平均値0.014~0.038pg-TEQ/m³と同程度です。</p> <p>予測では排出ガス中のダイオキシン類濃度を法規制値である0.1ng-TEQ/m³として算出していますが、ダイオキシン類の予測結果に占める煙突排出ガスの寄与率は最大でも0.72%です。また、現工場の排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果は0.0000023ng-TEQ/m³(平成26年度平均値)であり、実際の排出量はさらに少なくなると予想されます。</p> <p>なお、現工場から大気中に排出されたダイオキシン類の年間総量は、化学物質排出移動量届出制度において報告し、公表されています。平成26年度の実績では0.0023mg-TEQ/年となっております。</p>
<p>工事の施行中の大気汚染の数値が高すぎます。予測濃度0.047ppmは、私達が毎年はかっている駒沢通り、山の手通りの0.03ppmより高く、すぐ近くに田道小学校があることを考えると大変不安です。環境基準0.06にするのも小学校を前にしての工事としたら、いかになものでしょうか。</p>	<p>人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで積極的に維持されることが望ましい目標として環境基準が定められています。一般環境大気において二酸化窒素の環境基準が達成されているかどうかの判断基準は、1年間に得られた1日平均値のうち、最も高い濃度に相当する日平均値の年間98%値(低い値から数えて98%目にあたる値)が0.06ppm以下であるかどうかとされています。</p> <p>現状6号線(山手通り)における工事用車両の走行による二酸化窒素の予測濃度は、年</p>

都民の意見	事業者の見解
<p>ばいじんなどの濃度や量について表記があるが、温度はどうであろう。数字を出せないものか?工場そのものが高温を出し、近隣住民は工場という熱いものを履に抱えていようなものである。時によっては臭気を伴う高温が煙突から排出されることは受任限度を超えることになる。さらに言えば煙突の高さは記述されているが、太さについては従来より細いものになってしまわなければならない。今回の工場の断熱性能からすると、断熱だけでなく、周辺気温や煙突からの排出物の温度を高めることにはならないか、煙突から排出されるものの想定最高温度を明記すべきである。</p>	<p>平均値では0.026ppmとしていますが、環境への影響を評価するための評価指標を環境基準としており、この年平均値を環境基準の達成判断基準に基づいて、日平均値の年間98%値に相当する濃度として換算した値が0.047ppmとなったものです。</p> <p>したがって、常にこの濃度となるという意味ではありません。</p> <p>また、現状6号線を走行する車両のほとんどは一般車両であり、この地点で本事業の工事用車両が道路沿道大気中の二酸化窒素濃度に与える影響の寄与率は0.9%と小さいものとなっております。</p> <p>なお、工事中は、九都県市が指定する低公害車の使用やアイドリングストップの励行など環境保全の措置を実施することにより、環境負荷の低減に努めます。</p>
<p>工事着工前に目黒川筋河岸、246号道路沿道での排気ガス量、有毒ガス量、粉じん等の調査をより精密、正確に測定する必要ありと私は考えるが如何。要するに30年前の新築時と今とでは値が悪くなっているのではと心配。</p>	<p>排出ガスの温度は、190℃の条件で予測しています。煙突排出ガスは上昇しながら拡散し、周りの空気により冷やされることから、周辺気温に大きな影響を与えることはありません。</p> <p>また、ごみから発生する臭気は高温で燃焼することにより分解されます。</p> <p>なお、煙突についてはコンクリート製の外筒と、内部に排出ガスが通る内筒があります。外筒についてはメンテナンス用のエレベーターを設置することなどにより、煙突上部における太さは、現工場の直径約7.7~7.9mに対して新工場では約8.5mと計画しています。</p> <p>道路沿道大気については、工事用車両やごみ収集車両等の走行による影響を予測するため、これらの車両の走行ルートに沿道である現状6号線及び補助19号線において、工事着工前の現状を調査しました。</p> <p>調査は1週間におたり、車両から排出される代表的な有害物質である浮遊粒子状物質及び二酸化窒素についてJIS(日本工業規格)に基づいて実施しています。</p> <p>目黒川の両岸を通過する工事用車両やごみ収集車両等が目黒清掃工場へ走行することはなく、また、計画地から2km以上離れた246号道路では、本事業に係る車両の影響は少ないと考えます。</p> <p>なお、現状調査において、246号道路周辺の大気汚染常時監視測定局のデータを調査</p>

都民の意見		事業者の見解	
それぞれの項目で、予測濃度は、環境基準等を「下回っている」、事業による影響は「少ない」ということではあるが、周辺、一般環境大気測定高における微小粒子状物質（PM2.5）、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント（OX）などは、環境基準を達成できていない地点も多い。ごみの焼却による影響は、寄与率は少ないといわれているので、よりいっそうの環境負荷の低減を目指す。それは建替工事のみならず、工事完了後も同様である。そのため、23区と連携して、ごみの減量、総処理量の低減などの目標を立てて、よりいっそうの環境負荷の低減に向けて取り組む必要があると思う。	また、工事完了後の、水銀対策など、清掃工場燃発出口での監視も重要であるが、23区と連携して、入口対策をしっかりと取り組んでほしい。例えば、現状の、蛍光灯や乾電池（輸入品も多いので）など水銀を含む廃棄物を、「不燃ごみ」扱いではなく、「有害ごみ」などとして、23区共通したルール等で、清掃工場や不燃ごみ処理施設へ入れない仕組みづくりなど。	しており、二酸化窒素等の現在の値は、約30年前と比較して低くなっています。	工事の施行中については、最新の排ガス対策型の建設機械を使用するとともに、同時に多数の建設機械が稼働しないように配慮した作業計画を立てるなど、環境影響をさらに低減するよう努めます。
また、工事完了後の、水銀対策など、清掃工場燃発出口での監視も重要であるが、23区と連携して、入口対策をしっかりと取り組んでほしい。例えば、現状の、蛍光灯や乾電池（輸入品も多いので）など水銀を含む廃棄物を、「不燃ごみ」扱いではなく、「有害ごみ」などとして、23区共通したルール等で、清掃工場や不燃ごみ処理施設へ入れない仕組みづくりなど。	また、工事完了後の、水銀対策など、清掃工場燃発出口での監視も重要であるが、23区と連携して、入口対策をしっかりと取り組んでほしい。例えば、現状の、蛍光灯や乾電池（輸入品も多いので）など水銀を含む廃棄物を、「不燃ごみ」扱いではなく、「有害ごみ」などとして、23区共通したルール等で、清掃工場や不燃ごみ処理施設へ入れない仕組みづくりなど。	また、工事完了後の、水銀対策など、清掃工場燃発出口での監視も重要であるが、23区と連携して、入口対策をしっかりと取り組んでほしい。例えば、現状の、蛍光灯や乾電池（輸入品も多いので）など水銀を含む廃棄物を、「不燃ごみ」扱いではなく、「有害ごみ」などとして、23区共通したルール等で、清掃工場や不燃ごみ処理施設へ入れない仕組みづくりなど。	また、工事完了後の、水銀対策など、清掃工場燃発出口での監視も重要であるが、23区と連携して、入口対策をしっかりと取り組んでほしい。例えば、現状の、蛍光灯や乾電池（輸入品も多いので）など水銀を含む廃棄物を、「不燃ごみ」扱いではなく、「有害ごみ」などとして、23区共通したルール等で、清掃工場や不燃ごみ処理施設へ入れない仕組みづくりなど。

1.2 悪臭

都民の意見		事業者の見解	
現在も搬入車両による悪臭に悩まされていることから、工場敷地外（特に清掃車が集中する中里船場周辺）の臭気についても、搬入車両の影響を予測・評価すること。	ごみ収集車両は密閉式の構造であり、また、清掃工場から退出する前には洗車を行うなど、臭気の影響を防止しているため、工場敷地外におけるごみ収集車両の予測を行う必要はないと考えています。これらの臭気の防止措置を引き続き行い、環境負荷の低減に努めます。	なお、ごみ収集車両が走行している状況において工場敷地周囲の現況調査を実施しましたが、その結果はプラントホールの風下側を含む敷地境界5地点で臭気指数10未満でした。これは悪臭防止法で定める敷地境界における規制基準である臭気指数12を下回っています。	なお、ごみ収集車両が走行している状況において工場敷地周囲の現況調査を実施しましたが、その結果はプラントホールの風下側を含む敷地境界5地点で臭気指数10未満でした。これは悪臭防止法で定める敷地境界における規制基準である臭気指数12を下回っています。

1.3 騒音・振動

都民の意見		事業者の見解	
現工場の「第77回運営協議会」で公表された調査結果では稼働時、停止時の騒音は、田道小学校隣の地点で協定基準値（45デシベル）を僅かに上回っている（49～53デシベル）が、振動については協定基準値（55デシベル）をはるかに下回っている（29～34デシベル）。つまり児童及び周辺住民は工場稼働による振動の影響は全く受けしていない日常だが、解体・建設工事には騒音の「めやす」（向運営協議会資料「騒音のめやす」）によれば、80デシベルは地下鉄の車内（窓を開けた時）、振動は現況の2倍以上の影響（51～59デシベル）を受けるとなるにも関わらず、大規模工事対象の「制音基準」を下回るから「環境への影響は少ない」という評価は全くの誤りである。「影響は甚大であるが、出来るかぎり軽減に努める」とし、工事時間の調整など具体的な措置を明示すべきである。	予測は、最も多くの建設機械が稼働している時期を対象としています。したがって、工事期間中に予測した値の騒音・振動が継続して発生するというものではありません。工事の施行にあたっては、環境保全の措置として、建設機械自体も低騒音・低振動型を取り入れ、なるべく建設機械の配置を1か所で集中稼働させずに分散させることや同時稼働を極力避けることと、工事用車両の搬出入は特定の時間に集中させないよう配慮します。	この近年、地震等で私達大人さえ、振動に大変神経質になってきています。まして、学童ととって、長期にわたる工事振動は、よい環境とはいえないかと、59dBという制音基準により近い数値が何年もつづくのは、いかかなものでしょうか。	この近年、地震等で私達大人さえ、振動に大変神経質になってきています。まして、学童ととって、長期にわたる工事振動は、よい環境とはいえないかと、59dBという制音基準により近い数値が何年もつづくのは、いかかなものでしょうか。
この数字（制音基準）は何をもとにしているのか、よくわかりませんが、この基準内のはずの工事を3日間つづけて行われただけで、私どもは大変ストレスしました。（水道工事でしたが）その体感からも、田道小学校の学童のストレスは、大いに想像できます。工事ももっと小規模なものにすべきです。小さな目黒の地域にみあった小さな地域に合った清掃工場を切に要望いたします。	また、騒音・振動を常時測定する装置を設置し、その表示板は近隣の小学校や周辺住民から見やすい仮囲いの外に設置するとともに、常に測定値を監視し、基準を超えないよう周辺に配慮します。	また、騒音・振動を常時測定する装置を設置し、その表示板は近隣の小学校や周辺住民から見やすい仮囲いの外に設置するとともに、常に測定値を監視し、基準を超えないよう周辺に配慮します。	また、騒音・振動を常時測定する装置を設置し、その表示板は近隣の小学校や周辺住民から見やすい仮囲いの外に設置するとともに、常に測定値を監視し、基準を超えないよう周辺に配慮します。
隣に小学校があるということで、騒音、交通など学校への影響が少ないことを望みます。	なお、当組合の職員が工事現場に常駐し、近隣の小学校や周辺住民等からの苦情等に対しては真摯に対応します。	なお、当組合の職員が工事現場に常駐し、近隣の小学校や周辺住民等からの苦情等に対しては真摯に対応します。	なお、当組合の職員が工事現場に常駐し、近隣の小学校や周辺住民等からの苦情等に対しては真摯に対応します。
工事用車両は多いところで一日600台、ごみ収集車両等は1,300台になる。評価書案8.3.11によれば、工事用車両の走行による騒音の予測値が山手通の南側（目黒駅音が山手通の同じ場所と工場人口付近（三田2丁目19-43）とで、環境基準を上回っている（p.318-49.工事施行中の二酸化窒素の濃度でも、かろうじて環境基準を下回る程度	一般車両を含めた走行車両全体に対するごみ収集車両等の走行割合は、山手通りの南側での地点は1%程度、補助19号線のA地点では12%程度であり、一般車両による影響が大きいものとなっております。この影響により車両の集中を著しく招くことにはならないと考えています。	一般車両を含めた走行車両全体に対するごみ収集車両等の走行割合は、山手通りの南側での地点は1%程度、補助19号線のA地点では12%程度であり、一般車両による影響が大きいものとなっております。この影響により車両の集中を著しく招くことにはならないと考えています。	一般車両を含めた走行車両全体に対するごみ収集車両等の走行割合は、山手通りの南側での地点は1%程度、補助19号線のA地点では12%程度であり、一般車両による影響が大きいものとなっております。この影響により車両の集中を著しく招くことにはならないと考えています。

都民の意見	事業者の見解
<p>である。p.270)。いずれも現況調査の結果がすでに環境基準を上回っていて、予測結果は現況と同様なので「本事業による影響は少ない」というが、これは、そもそも車による公害があるところに、さらに車両の集中を招くような公共事業をする結果にはほかならない。このような地域に大規模施設をもつてくることは環境保全の精神に相容れない可能性がある。</p>	<p>助19号線付近の騒音を軽減するため、ごみ収集車両等の一時的待機所を敷地境界付近から工場寄りにするとともに周辺地盤より低い、道路側に防音壁を設置することや、工場敷地内のごみ収集車両等の走行に際しては速度制限を設ける等、騒音防止対策を検討します。また、補助19号線の渋滞を緩和する方策等道路騒音低減対策について道路管理者や交通管理者等と協議を行っていきます。</p>

1.4 自然との触れ合い活動の場

都民の意見	事業者の見解
<p>概要21ページと22ページを比較すると歴然と分かれるが、前述した建物面積が増加するため、緑地側にせり出し緑地帯は減少すると予想できる。あたかも緑に覆われた工場かのようにイメージ写真を載せ、高熱を発生し実質規模を広げ大量消却を裏つけるよう恐ろしい。まさにこの凶は欺瞞といえる。近隣住民を欺くものではないのか。緑地面積はどの程度減少するのかが問題である。「地域にどうこむ」基本コンセプトは絵空事に見える。</p>	<p>新工場では、現状と同様に敷地北東側の緩衝緑地や敷地周囲の緑地を維持するとともに、周辺環境との調和や地球温暖化対策として工場棟の屋上や壁面にも緑化を施す計画としています。</p> <p>新工場の地上部の緑化面積は工場と同程度の面積を確保し、更に屋上・壁面の緑化を合わせることで現工場の約1.7倍の緑化面積を計画しています。また、既存樹木の緑の量と調和や、緩衝緑地を今後開放し、地域住民の憩いの場として活用される緑地の形成に努めます。</p> <p>なお、工事中においても、可能な限り緩衝緑地の利用について配慮します。</p>

1.5 廃棄物

都民の意見	事業者の見解
<p>工事中の廃棄物は、可能な限り再資源化を図るとなっているが、解体前清掃や焼却炉設備等解体工事では、「労働安全衛生規則」や「ダイオキシン類に係る放射線対策要綱」に則り作業が行われるのは当然として、2011年3月より、長期間にわたって、結果的に、放射性廃棄物の焼却施設ともなり、焼却灰や飛灰、各種プラント設備も放射性物質に汚染され続け、今に至っている。放射線障害防止指針に則り、作業従事者の安全はもとより、それぞれの解体廃棄物に至るまで、万全な対策での廃棄物処理を望む。</p>	<p>清掃工場の排出ガスや灰・排水、灰処理設備等について、東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、放射能濃度を測定していませんが、排出ガスからは放射能は検出されておらず、排水中からも発火当時の一時期に微量検出されたものの、それ以降は検出されていません。主灰・飛灰の放射能濃度は特別な管理が必要とされる判断基準の値を十分下回っています。また、灰処理設備周辺における空間放射線量は、敷地境界と同程度となっており、各種プラント設備が放射性物質に汚染されているということはありません。</p> <p>なお、当組合では「電離放射線障害防止規則」(厚生労働省)や「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取り扱いについて」(環境省)で示された被ばく防止策を基に制定した「東京二十三区清掃一部事</p>

都民の意見	事業者の見解
<p>汚染組合放射線障害防止指針1及び「東京二十三区清掃一部事務組合放射線障害防止実施細則」のほか、放射性物質汚染対処特措法に従い適正処理を行っています。</p>	

1.6 温室効果ガス

都民の意見	事業者の見解
<p>温室効果ガスの排出が大きな施設であるということとをきちんと説明すべきです。また、本質的に排出量が減るわけではないので、排出量は減りませんが、排出量からの利用をするという説明がよいと思います。現在の活用量から、今後増える量が見えるような説明がわかりやすいです。</p>	<p>環境影響評価手続における温室効果ガスの評価においては、削減の程度と省エネルギーや地球温暖化対策に係る同等の方針・計画にごみの中間処理を担う事業者の施策方針が合致していることが求められます。</p> <p>23区では、各区がごみの排出抑制・減量化に取り組んでいますが、それでも排出されるごみについて、当組合はごみの中間処理を担う立場から焼却による減容化、エネルギー回収等に取り組んでいます。</p> <p>ごみを焼却する過程では、温室効果ガスが発生しますが、新工場では、引き続き近隣の公共施設への熱供給や高効率発電を行うなど、ごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効利用に努めるとともに、太陽光発電の導入や建物緑化等による建築物の省エネルギー、LED照明や高効率モーターなど省エネルギー機器を導入し、清掃工場から排出される温室効果ガスの削減に努めます。</p>
<p>新工場がごみ焼却等によって排出する温室効果ガスは、CO2換算で約20万トン。ごみ発電等で4万5千トン相当のエネルギーを生み出す予定なので、差し引き15万5千トンが純排出量と予測がされている(p.540)。</p> <p>目黒区地球温暖化対策地域推進計画(平成26年3月版)によれば、2010年時点での目黒区総排出量は100万トン強だったので、本工場だけで15%を上回る寄与率となる。総工事費約300億円をかけて(7月31日、住民説明会での二十三区一部署務組合課長の発言)、何の経済価値も生まない公共工事をするこには大きな疑問符がつく。</p>	<p>目黒区地球温暖化対策地域推進計画内の温室効果ガスの量は、『みどり東京・温暖化防止プロジェクト「特別区の温室効果ガス排出量」』(以下「みどり東京」という。)の手法を基に、生ごみなどの植物由来のごみ焼却分はカーボネーターナル(排出量が実質的にゼロと見なせる状態)として除いて算出しています。</p> <p>一方、本事業の予測・評価では、ごみの焼却や電気・都市ガスの使用に伴い発生する全ての温室効果ガスの量を算出しているため、「みどり東京」における温室効果ガス算出量と比較して多くなります。</p> <p>このように「みどり東京」における評価手法は環境影響評価の評価手法と異なることから、これらを単純に比較することはできません。</p> <p>また、23区において様々な施策や具体的な取組目標を立て、ごみの発生抑制・減量化に取り組んでいます。取組後も排出される可燃ごみについて、当組合ではごみの中間処理を担う立場から焼却による減容化、エネル</p>

都民の意見	事業者の見解
<p>資料編(240ページ)に、工事完了後の、温室効果ガス排出量として、計画施設と既存施設(平成23年度の実績値)の排出量が掲載してあるが、既存施設(ごみ焼却量136,894t/年)は「ごみ焼却CO₂: 147,845 t-CO₂/年、ごみ焼却(CH₄): 2,71 t-CO₂/年、ごみ焼却(N₂O): 2,406 t-CO₂/年、電力使用: 11,658 t-CO₂/年、都市ガス使用: 123 t-CO₂/年、合計: 162,031 t-CO₂/年」となっていて、清掃工場作業年報(平成23年度)では、エネルギー起源CO₂排出量: 369t、非エネルギー起源CO₂排出量: 62,900tとなっている。(作業年報のエネルギー起源は燃料、外部電力の使用、非エネルギー起源は廃プラスチックや合成繊維などの焼却により発生する廃棄物の焼却。)評価書案では、東京都環境影響評価技術指針に基づく算出方法と、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成20年法律第67号)による算出との違いとなっているが、それにして、エネルギー起源分もかなりの乖離があるのはなぜか。また、説明会での清掃一組資料、排出量約20万1千トン/年(削減量を差し引いて総排出量約15万5千トン/年)も、想定ごみ焼却量を169,800t/年と283日稼働での最大の積算である。温暖化防止対策に、緑化や太陽光発電も重要ではあるが、できる限りのごみ焼却量の削減で、温室効果ガスの抑制をお願いしたい。</p>	<p>ギ一回収等に取り組んでいきます。 ごみを焼却する過程では、温室効果ガスが発生しますが、新工場では、引き続き近隣の公共施設への熱供給や高効率発電を行うなど、ごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効利用に努めるとともに、太陽光発電を含め、できる限り最新技術を導入し、清掃工場から排出される温室効果ガスの削減に努めます。 なお、清掃工場は、23区内において900万区民の社会経済活動と衛生的で快適な生活を支える上で必要不可欠な都市施設です。 環境影響評価書案の資料編では、電力使用による温室効果ガス排出量として所内消費CO₂排出量として、所内消費電力を含め、(518,688kWh、平成23年度実績)を用いるほか、対象量未済の一酸化二窒素などの温室効果ガスについては報告義務がないため、二酸化炭素の排出量のみを記載しています。 これらの要因により、清掃工場等作業年報に記載されているエネルギー起源CO₂算出量より、予測・評価の温室効果ガス算出量が多い結果となっています。 また、23区において様々な施策や具体的な取組目標を立て、ごみの発生抑制・減量化に取り組んでいます。取組後も排出される可燃ごみについて、当組合では安定的かつ効率的に処理するとともに、ごみ焼却に伴う熱エネルギーを有効利用することにより、清掃工場から排出される温室効果ガスの削減に努めます。</p>

1.7 予測・評価全般

都民の意見	事業者の見解
<p>調査項目のほとんどについて、基準値内であるとか、影響は少ないなどの記述が目立ち、数十年も苦しんできた人々に違和感を与えているのではないかと私は思う。特に車両などの悪臭については規制値ぎりぎり、騒音については基準値を上回り、「環境6号線その</p>	<p>予測・評価は、地域の環境に与える影響を可能な限り低減するための環境保全のための措置を検討した上で実施しています。環境保全の措置では、工場敷地境界における悪臭の予測においては、新工場では新たにプラントホールの出入口と構内周回路の</p>

都民の意見	事業者の見解
<p>ものに従来からあったしやの記述が目につくが、だからこそ「この場所に清掃工場など建てるな」が地元の思いである。現況調査の数値が高かったものを別長しただけで影響は少ないが基準値を超えているのに放置されるのか。何らかの対処法を検討すべきである。</p>	<p>部に覆蓋を設けることや、ごみ収集車両等の一時待機所を補助19号線から極力離して敷地境界付近から敷地内側に寄せて設ける等の臭気対策を行い、悪臭防止法の定める敷地境界における規制基準である臭気指数12を十分下回ると予測しました。 道路沿道の騒音については、環境6号線及び補助19号線において現況調査結果と予測値が共に評価の指標とした環境基準を上回りました。ごみ収集車両等の走行は玉環等であることから評価においては本事業による影響は少ないとしました。 しかし、騒音において環境基準を上回る結果となったことを踏まえ、新工場では補助19号線付近の騒音を軽減するため、ごみ収集車両等の一時待機所を敷地境界付近から工場寄りにするとともに周辺地盤より低くし、道路側に防音壁を設置することや、工場敷地内のごみ収集車両等の走行に際しては速度制限を設ける等、騒音防止対策を検討します。また、補助19号線の渋滞を緩和する方策や道路騒音低減対策について道路管理者や交通管理者等と協議を行っていきます。 清掃工場は、老朽化等によりしゅんじゅん25～30年で建替への対象となります。一般廃棄物処理基本計画では、ごみの安定的かつ効率的な全量中間処理体制を確保するため、ごみ量の予測、計画耐用年数、整備工事期間、地域のバランス、各区の収集量への影響にも配慮して、清掃工場の施設整備計画を策定しています。</p>

今後、平成30年代には耐用年数に達する清掃工場が多くなることや、稼働している清掃工場も老朽化の進行による年間稼働日数の減少が見込まれる等により焼却能力の不足が懸念され、また、計画期間終了後の平成40年～平成50年頃の耐用年数を迎える工場が集中する時期には、焼却能力、焼却余力とも大きく低下する可能性があります。
このため23区全体のごみを将来にわたって確実に処理するためには、目黒清掃工場は計画どおり平成29年度に600トンでの建替えが必要と見直していただくことが確認されています。

なお、23区から排出される一般廃棄物は23区全体の責任として安定的な中間処理体制を確保することを踏まえ、平成16年8月の特別区長会において、焼却に関する制限や搬入地域に関する制限については解消に向けて見直ししていくことが確認されています。

都民の意見	事業者の見解
<p>あらゆる調査地点が妥当かどうか、悪臭・騒音・振動・大気汚染の測定位置は妥当か？地点数は？さまざまな疑問が残る。もっと増やすべきである。</p>	<p>調査地点については、環境影響評価師条例に基づき、環境影響評価師書案を作成する前に、調査・予測及び評価の方法等を明らかにした環境影響評価調査計画書を公表し、各予測・評価項目に係る状況を適切に把握し得る調査地点を選定しています。</p> <p>具体的な調査地点は以下のとおりです。</p> <p>大気汚染における一般環境大気質については、計画地及び煙突から排出される有害物質が拡散し、地表に達した濃度が最大と予測される地点の近傍 5 地点、道路沿道大気質は工事用車両やごみ収集車両等の走行ルート上の 3 地点としました。</p> <p>悪臭は、プラントホールの風下側を含む敷地境界 5 地点、煙突等気体排出口及び汚水処理設備の放流槽としています。</p> <p>また、騒音・振動については、環境騒音・振動は計画地敷地境界の 4 地点、道路交通騒音・振動は工事用車両やごみ収集車両等の走行ルート上の 3 地点としました。</p> <p>以上の調査地点により現状の状況を適切に把握できると考えています。</p>
<p>建物内部ごみ処理施設における高圧洗浄前の空間放射線量を検査し記録しておくべきである。</p> <p>公共下水道へ放出する際の上記洗浄水検査は影響評価項目に加えるべきである。</p> <p>建物解体後のコンクリート塊と土壌についてゲルマニウム半導体測定機による放射能濃度測定検査を行い記録しておくべきである。</p>	<p>解体前清掃の前に空間放射線量を測定するとともに、解体前清掃後の解体工事に着手する前にも、工場設備内各所の空間放射線量を測定し記録します。また、その結果については、住民等との協議会において情報提供を行います。</p> <p>解体前清掃時も清掃工場の汚水処理設備は通常に稼働しており、洗浄水は汚水処理設備にて処理した後、下水道に放流します。</p> <p>なお、下水道へ放流する際の放射能の基準値はありませんが、当組合では排水の測定を行っており、目黒清掃工場では測定を開始した約 5 年前から現在に至るまで、測定値は検出下限値未満です。</p> <p>また、解体工事に着手する前には、工場設備内各所の空間放射線量を測定し、安全を確認することから、解体後の建物コンクリート塊等の放射能測定は行いません。</p>
<p>ついに放射性物質は項目に入らなかつた。東京全体でこれから問題になるのは放射性物質である。福島では汚染水が漏れ続けている。コントロールもできていない。食べ物への汚染も拡大の一途をたどっているが、それだけに放射性物質も工場を介して広がることもあり得る。放射性物質と PM2.5 については調査できる時期について明示すべきである。PM2.5 は体の奥底まで侵入し細胞を微粒子</p>	<p>清掃工場で検出される放射性物質は搬入されたごみから由来するものです。清掃工場の排出ガスや灰・排水について、東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、放射能濃度を測定していますが、排出ガスからは放射能は検出されておらず、排水中からも発災当時の一時期に微量検出されたものの、それ以降は検出されていません。また、主灰・飛灰の放射能濃度は特別な管理が必要とされる判断</p>

都民の意見	事業者の見解
<p>状のものらしいが、調査すべきである。</p>	<p>基準の値を十分下回っており、工場内灰処理設備周辺及び敷地境界における空間放射線量の測定結果から、清掃工場が拡散源になっていないことを確認しています。</p> <p>なお、解体工事に着手する前には、工場設備内各所の空間放射線量を測定し、安全を確認します。今後は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する放射性物質の影響は低減すると考えますが、当面の間は引き続き測定するとともに、国の動向等を見ながら今後の対応を検討してまいります。</p> <p>微小粒子状物質 (PM2.5) については、工場敷地内において測定を行っており、工事が完了し稼働を始めた後、事後調査として、一年間測定を行います。</p>

2 事業段階関係係長からの主な意見の概要と事業者の見解

事業段階関係係長である日黒区長及び品川区長からの主な意見並びにそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

2.1 日黒区長からの主な意見の概要と事業者の見解

日黒区長の意見	事業者の見解
<p>全体的事項</p> <p>(1) 事業の実施にあたっては、環境影響評価手続で示された環境保全のための措置を確実に実行するとともに、区民の意見・要望についても十分に検討し、最善の措置を講ずるよう努められたい。また、区民への積極的な情報提供を行うとともに、説明や資料については、できる限り専門用語を避け、図表等を十分活用して、わかりやすい内容となるよう努めること。</p>	<p>環境影響評価手続で示した環境保全のための措置については、建替工事の実施においては発注仕様書に遵守事項であることを明記して確実に実行するとともに、稼働後においても環境保全に努めます。また、解体工事着手前、建設工事着手前にもそれぞれ説明会を開催し、頂いた区民の意見・要望については十分に検討し、最善の措置を講ずるよう努めます。併せて周辺地域住民との協議会でも、「建替工事により」の発行や「工事見学会」の実施などにより、工事の進捗状況を適時お知らせする予定です。</p> <p>なお、説明や資料については、スライド等に図表を活用して、わかりやすい内容となるよう努めます。</p>
<p>(2) 評価書案に記載される評価項目の一部において、「環境基準等を超過するもの、予測の結果が現況調査結果と同様であることから、本事業による影響は少ない」とあるが、現状を容認することなく、可能な限り影響を低減するよう努めること。</p>	<p>事業の実施による環境への影響については、工事の施行中と工事完了後において事後調査を行い検証するとともに、可能な限り影響を低減するよう努めます。</p>
<p>(3) 清掃工場の近隣には小学校、保育園等があり、工事期間中や施設稼働後の騒音、振動等による、在枝、在園中の児童、園児への影響が心配される。このため、工事中の作業内容の周知に努め、小学校、保育園や周辺住民等からの苦情等に対しては、真摯に対応すること。また、安全配慮、公害防止に努めることとともに、車両の運行には細心の注意を払い、事故防止に十分留意されたい。</p>	<p>工事中の作業内容については掲示板に表示するとともに、定期的に「建替工事により」組合の職員が工事現場に常駐し、近隣の小学校、保育園や周辺住民等からの苦情等に対しては真摯に対応します。工事中は、騒音・振動を常時測定する装置を設置し、その表示板は近隣の小学校や周辺住民から見やすい位置の外に設置するとともに、常に測定値を監視し、基準を超えそうな場合には工事を一時中断して作業内容を見直すなど周辺に配慮します。</p> <p>また、定期的に巡回するなど安全配慮、公害防止に努めるとともに、工事車両出入口には交通誘導員を配置するなど、車両の運行には安全配慮を最優先とし、事故防止に十分留意します。</p>
<p>(4) 既存建物の解体工事、新工場の建設工事、操業後の工場運営、いずれの局面において</p>	<p>建替工事に際しては、工事請負業者から最新技術の提案を受けて活用するなど、環境保</p>

日黒区長の意見

でも常に最新技術の導入等を検討し、いつその環境保全を図るよう努められたい。

環境影響評価の項目に関する事項

＜大気汚染＞
(1) 工事施工中の建設機械稼働に伴う排出ガスによる影響について、環境基準を下回り本事業による影響は少ないとあるが、二酸化窒素については、環境基準との差がわずかであることから、十分注意して作業すること。

事業者の見解
全を図ります。また工場運営時においても、最新技術の導入を促進し、可能な限り導入等を検討し、環境保全に努めます。

(2) 現工場の竣工時と比べ、周辺には高層建築物が増えているなど、周辺環境が変化しているため、工場稼働後の煙突排出ガス濃度については十分注意し、環境への影響を極力抑えるよう、配慮すること。

予測濃度は、最も多くの建設機械が同時に稼働しているという条件で、排出ガスの総量が最大となる1年間を対象として算出しております。したがって、工事期間のすべてはわたって予測した濃度が継続するわけではありません。工事の施行にあたっては、最新の排出ガス対策型の建設機械を使用するとともに、同時に多数の建設機械が集中して稼働しないように配慮した作業計画を立てるなど、環境影響の低減に努めます。

(3) 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の制定、及び「大気汚染防止法」の改正が予定されている。現在、煙突排出ガス中の水銀については、法規制がないことから自己規制値により管理されているが、法規制による基準が明らかになった際は、法規制値を考慮したうえで、排出量を可能な限り抑えるよう最大限の努力を図ること。

新工場では、排出ガス中の水銀について、現工場と同様に排出ガス処理設備において薬剤の注入により吸着除去するなどとともに、新たにこれらの処理を自動化するとともに、新たに水銀の排出量を抑えらるよう計画しています。

(4) 微小粒子状物質（PM2.5）については、東京都環境影響評価技術指針に係る東京都の見解で、「予測手法については現在開発途上であり、事業による寄与を算定することが困難であるため、予測・評価の対象としない。」とあるが、環境影響評価書作成時までに、予測・評価手法が確立された場合は、新たに予測・評価すること。

大量の水銀含有廃棄物が不適正に投入しない限り、この対策により自己規制値を十分下回る処理が可能です。今後、法規制による基準が新たに導入された際は、その基準を考慮した水銀対策を検討します。

(5) 環境に影響を及ぼすおそれのある範囲が最も広がる大気汚染推定範囲について、調査計画書段階で半径1.3kmとしていたものを、評価書案で半径1.0kmとした理由を明らかにすること。

計画書段階では、詳細な気象状況や地形・建物等の調査を行っていないため、簡易な大気拡散シミュレーションにより、煙突排出ガスの最大着地濃度地点を推定し、設定したものです。

評価書案では、気象状況や地形・周辺建物の影響も加味した詳細な大気拡散シミュレーションを行ったところ、最大着地濃度地点が計画地から約0.9km地点となったため、関係区域を半径1.0kmの範囲としました。

評価書案では、気象状況や地形・周辺建物の影響も加味した詳細な大気拡散シミュレーションを行ったところ、最大着地濃度地点が計画地から約0.9km地点となったため、関係区域を半径1.0kmの範囲としました。